

国土交通省の

未認証事業者排除に向けた取組について

【強化月間（7月）】

国土交通省では、未認証事業者（国土交通省地方運輸局長の道路運送車両法第 78 条の規定に基づく認証を受けな
いで自動車分解整備事業を行っている事業者）の排除に向け
た取組の一環として、情報収集・調査等の一層の強化を図り、
毎年 7 月を強化月間として、未認証防止対策を推進することと
されております。

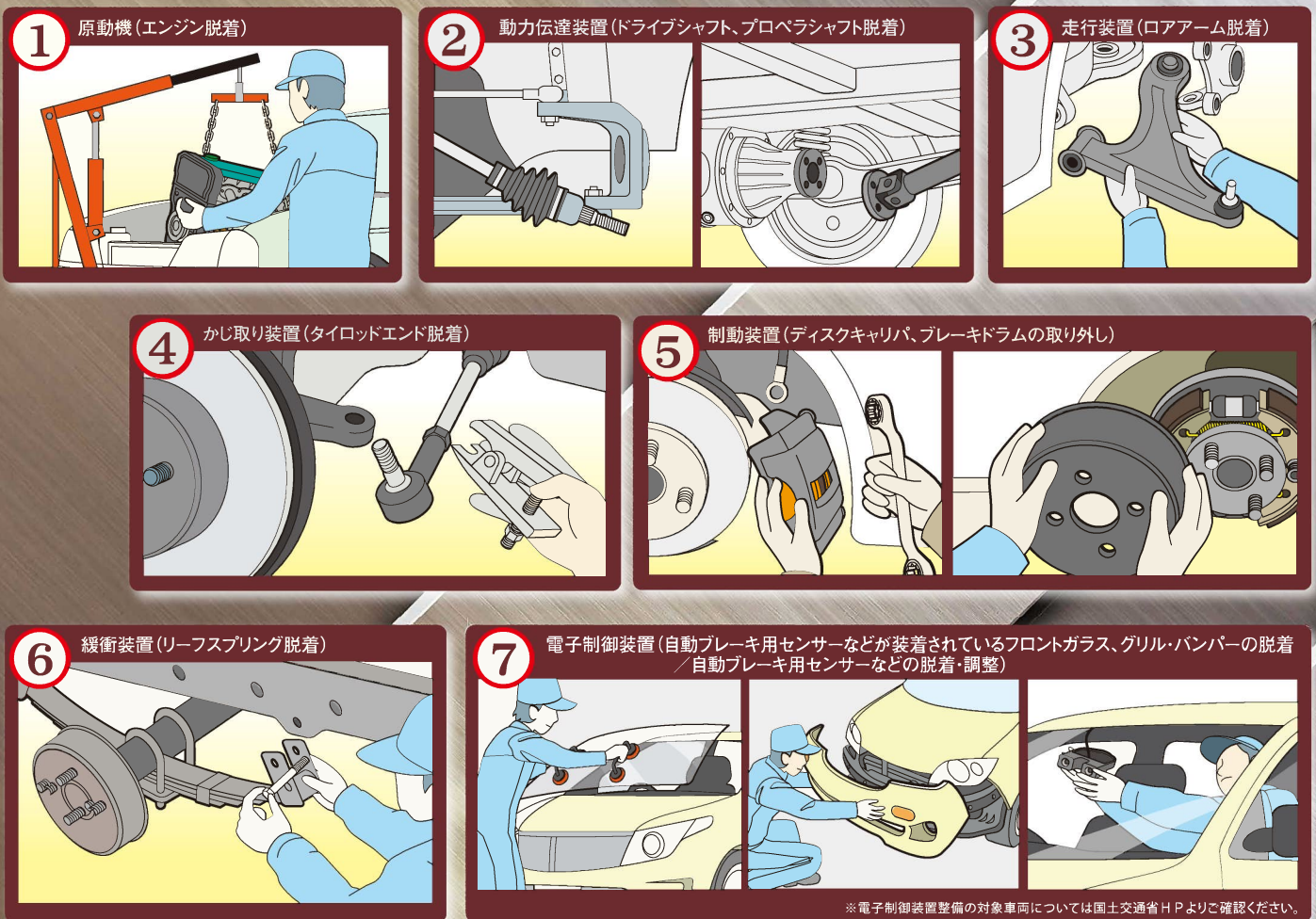
つきましては、会員各位におかれましては、未認証事業者に関
する情報の提供（別紙情報提供用紙により）について、ご協
力いただきますようお願い致します。



特定整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

未認証行為は、 法律違反です!!

特定整備となる主な作業例



未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

国土交通省 / (一社)日本自動車整備振興会連合会

